

健康福祉センタープロジェクター賃貸借（長期継続契約）
仕様書

1. 件名

健康福祉センタープロジェクター賃貸借（長期継続契約）

2. 納入・設置期限

受注者は、令和8年4月1日までに機器の納入、設置、既存設備との接続及び動作確認を完了し、発注者が同日から遅滞なく使用できる状態で納入・設置をし、引き渡しを行うものとする。

3. 賃貸借期間

令和8年4月1日～令和13年3月31日（60カ月）

ただし、本入札における契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、令和9年度以降において当市の歳出予算の金額について減額又は削除があった場合、当市はこの契約を変更し、又は解除することがある。

4. 賃借料の支払

代金の支払いは月単位の後払いとし、当該月分の賃借料の請求を受理した日から30日以内に支払うものとする。

契約期間に1月未満の端数がある場合は、賃借料月額に基づき日割り計算とする。

5. 納入場所

機器の納入場所は、うるま市健康支援課（うるま市健康福祉センターうるみん3階）とする。

6. 賃貸借物品の数量及び仕様

数量：1台

仕様：以下の全てを満たすもの

項目	指定仕様
投影方式	3LCD方式（3枚液晶プロジェクター）
光源	レーザーダイオード
明るさ（白・カラー共に）	7,000ルーメン以上
解像度	WUXGA（1,920×1,200）以上
設置機能	手動レンズシフト機能（垂直±50%、水平±20%以上） を有すること

入力端子	HDMI×2、HDBaseT×1以上
付属品	リモコン、電源ケーブル、接続用 HDMI ケーブル（5 m以上）

※参考器種：エプソンプロジェクターEB-L790U

※上記仕様を満たす製品であればメーカー・型番は問わない。

7. 既存設備との互換性・接続

- ①本機は、設置場所にある既存音響設備及び映像配線と接続し、映像の投影及び音声の出力が正常に行えることを条件とする。
- ②接続にあたり、端子形状の変換アダプタ、延長ケーブル、信号増幅器（ブースター）等の副資材が必要な場合は、受注者の負担において用意・設置すること。
- ③納入後、音響設備との相性によるノイズ等が発生した場合は、受注者の責任において対策を講じること。

8. 保守・故障対応

- ①賃貸借期間中、故障が発生した場合は、本市の連絡から原則として翌営業日以内に現地確認し、修理を行うこと。
- ②故障した機器が直ちに復旧できない場合、必要期間代替機の提供を行うこと。なお、代替機については故障したリース機器と同一機種、または同等以上の性能を有する機器を提供すること。
- ③修理に要する費用は、すべて賃貸借料に含まれるものとする。

9. その他

- ①入札参加希望者は、必要に応じて事前に設置場所の確認を行うことができる。
- ②本仕様書に定めのない事項または疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議の上、決定するものとする。